

令和4年度四日市市障害者体育センター  
指定管理事業計画書

令和4年3月31日

令和3年度 四日市市障害者体育センター 指定管理者年度協定書 6項の1に基づき提出します。

四日市市長 森 智広 様

所在地 三重県四日市市西日野町4070番地1  
名称 四日市市障害者体育センター運営委員会  
代表者 運営委員長 松井 真理子

## 令和4年度事業計画書

### I. 四日市市障害者体育センターの管理・運営を行うにあたっての基本方針

#### 1. 障害者体育センターの設置目的を踏まえた指定管理者としての基本方針

- (1) 障害当事者のスポーツを通じた自立と社会参加の促進と、他の当事者や一般の人々との交流・相互理解を深める場の構築に努めます。
- (2) 生活を豊かにするためのスポーツを、体育センターの運営活動を通じて多くの方へ伝えていきます。

#### 2. 指定管理者として施設の管理運営において目指す目標

- (1) 障害者団体と一般団体のスポーツ交流に協力し、障害当事者や学生・一般の方々の間の交流を深めます。
- (2) 障害者雇用を積極的に行うため、事務・清掃等の労働や就労体験の場を提供します。
- (3) 障害当事者がスポーツ体験をする機会が少ないというデータ<sup>1</sup>を考慮し、関係機関・団体と連携して障害者スポーツの普及を図り、より多くの当事者がスポーツに参加することを目指します。
- (4) 利用者から聴収した意見を実際の運営に取り入れる以外にも、施設の未利用者へのアンケートを実施し、より多視点での問題点の発掘・改善の実施を行い、新規利用者の獲得を目指します。

#### 3. 障害者のスポーツ、レクリエーションの振興、新規障害者団体の利用促進

- (1) 障害者等の当事者団体が連携し、様々な障害者等のスポーツ・レクリエーションの在り方について意見交換を積極的に行い、望ましい在り方を探ると共に、その成果を実践します。
- (2) 新型コロナウイルス等の影響を把握しながら、障害者等の当事者団体が連携し、各団体のネットワークを生かして、新規障害者団体の利用促進を図ります。
- (3) 障害の有無、年齢、性別に関わらず様々な方を対象としたスポーツ、レクリエーションの交流会等を自主企画の事業として実施します。

#### 4. 公共性、公平性、安全性など指定管理者として果たすべき責務など

- (1) 市の設置目的に準拠した管理運営に努め、特定の団体に対し特別扱いをしません。

---

<sup>1</sup> 「障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級)(株式会社ぎょうせい・令和2年3月第1刷発行)」によれば、障害者の週1回のスポーツ実施率は成人19.2%、7~19歳31.5%であるという。(P.29・第2期スポーツ基本計画より)

## II. 施設管理運営の実施方針

### 1. 管理運営(自主事業を含む)、人員体制に関する実施方針

- (1) 前年に引き続き総括マネージャーを置き、事務局の常勤スタッフ2名による勤務とします。
- (2) 自主事業においては専門のボランティアを積極的に活用し、障害者スポーツの指導や競技を通して、障害者スポーツの普及に努めます。

### 2. 施設、設備のメンテナンス

- (1) 施設・設備の老朽化が進んでいることから、館内の見回りや利用者への聞き取りに注力し、発見した不具合は市と協議のうえ、速やかに対処します。

### 3. 施設、設備を活用した障害当事者への就労機会の提供に関する方針

- (1) 障害当事者団体間の連携による運営を通して、障害者就労の促進と、若い人材の育成にも注力します。事務補助・毎月1回のワックス掛け・館内外清掃等の訓練受け入れを実施し、幅広い当事者の就労訓練の場としても活用します。

### 4. 障害者団体利用促進に関する方針

- (1) 障害当事者団体による運営や、地域団体とのネットワークを生かして呼びかけを拡大し、幅広い分野の障害・難病当事者団体の利用促進に努めます。また、毎月1回～2ヶ月1回の広報紙発行や、当館ホームページ等インターネットを通じた広報力の強化により、当センターの認知度を高めます。

### 5. 管理運営経費の削減

- (1) 館内照明器具のLED化・金額の可視化による水道光熱費削減、印刷用紙・トイレトーパー等の物品・購入方法の変更による消耗品費削減に努めます。

### 6. 障害当事者の特性を理解した安全性確保

- (1) さまざまな障害の特性について、研修や資料、障害当事者団体との情報交換等を通して職員が学習し、安全性確保に生かします。

### 7. 法令遵守、個人情報保護

- (1) コンプライアンス規定をもとに法令を遵守し、施設を運営するうえでのより良い在り方を運営委員会等で検討し、遂行します。
- (2) 運営時における様々なハラスメント行為(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)に細心の注意を払い、誰もが気持ち良く当館を利用頂けるよう尽力します。

### 8. 新型コロナウイルスなど感染症等への対応

- (1) 去年に引き続き、利用毎の受付名簿作成・管理と館内設備の除菌に努めます。
- (2) 玄関前検温器を利用した検温を呼びかけ、感染拡大予防に繋がります。
- (3) 緊急事態宣言等による施設の休館・利用制限等が発生した場合は、速やかに当センターホームページへの告知掲載や利用者への連絡を行います。

### III. 施設等の管理運営方法について

#### 1. 施設の運営体制や組織について

##### (1) 管理運営のための組織図表、責任体制図表

###### 【四日市市障害者体育センター運営委員会】

運営委員長	四日市大学教授 松井 真理子
運営委員(総括マネージャー)	特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター 副代表理事 金 憲裕
運営委員	特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター 代表理事 松井 周
運営委員	特定非営利活動法人四日市市知的障害者育成会 代表理事 青戸 勝美
運営委員	特定非営利活動法人四日市市知的障害者育成会 副代表理事 水谷 泉
運営委員	四日市市障害者体育センター施設長 高橋 亮
監事	公益財団法人ささえあいのまち創造基金 研究員 畑中 純一

###### 【事務局】(予定)

高橋 亮	施設長(常勤職員)
長谷川 翔鳳	施設長補佐(常勤職員・会計)
アルバイト職員	鈴木 二三子 江川 聡代 杉野 理悟

###### 【外部評価会議委員】

藤田 勝彦	就労継続支援B型作業所 共栄作業所 所長
山口 将輝	障害者自立支援施設 たんぼぼ 所長
坂本 学	三重県立特別支援学校 西日野にし学園 校長
三井 三千夫	特定非営利活動法人 共栄しらとりの会 副理事
板谷 美智子	特定非営利活動法人 障害者福祉チャレンジドネット 理事
伊藤 政敏	四日市市身体障害者団体連合会 会長

#### ※ 外部評価会議設置

- (1) 目的：四日市市障害者体育センターの事業内容への助言・提案・協力を頂きます。
- (2) 開催：年2回程度(中間決算・決算後を予定しています。)

2. 組織図表に記載された職員の雇用関係、勤務体制(勤務時間、休日等)、担当業務内容、保有資格、技術、緊急対応時の役割等を明記した一覧

職員氏名	雇用関係	勤務体制・勤務時間 ・休日等	担当業務 緊急時役割	保有資格
高橋 亮	施設長 (常勤職員)	水～土：7.5時間 日曜7.5時間又は月曜4.5時間 (原則隔週で交替)	施設長 総括・ 危機管理	防火管理者
長谷川 翔鳳	施設長補佐 (常勤職員)	水～土：7.5時間 日曜7.5時間又は月曜4.5時間 (原則隔週で交替)	施設長補佐 広報 IT 施設管理 会計	危険物取扱者 乙1～6種 第2種電気工事士 ※第37回アビリン ピック三重県大会 優勝(パソコン) 日商簿記3級
鈴木 二三子 江川 聡代 杉野 理悟	アルバイト	原則毎月第2火曜日	ワックス掛 け・草取り 清掃	

### 3. 障害者雇用による職員配置の有無

- ・高橋 亮 (精神3級)
- ・長谷川 翔鳳 (精神3級・発達障害)
- ・アルバイト職員 (複数名) 身体障害(視覚障害、肢体障害、聴覚障害等)ほか
- ・実習生 (複数名) 知的障害、精神障害、身体障害ほか

### 4. 開館時間における具体的な人員配置及び人数(週間スケジュール表)

曜日	勤務時間・勤務者		
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
月		高橋又は長谷川	
火	原則毎月第2火曜日にワックス掛け・草取り清掃をします。		
水		高橋、長谷川	高橋、長谷川
木		高橋、長谷川	高橋、長谷川
金		高橋、長谷川	高橋、長谷川
土		高橋、長谷川	高橋、長谷川
日	高橋又は長谷川		

### 5. 四日市市や近隣福祉施設との連絡・連携体制

例年10月頃に西日野福祉ゾーンの共栄作業所、たんぽぽと一緒に四郷地区防災訓練に参加しています。また、西日野福祉ゾーンの共栄作業所、たんぽぽ、西日野にじ学園と不審者情報を共有し、防犯対策に努めます。

## IV. 職員の研修について

### 1. 人材育成に向けた基本方針

- (1) それぞれの障害を認識したうえで、社会の一員としての役割を果たせる人づくりを目指します。
- (2) 職場の心理的安全性を確保し、誰もが発言しやすい雰囲気づくりを心がけます。問題が起きた際は穏やかな口調・態度で指導するなど、ハラスメント防止に努めます。
- (3) 障害当事者の就労訓練を積極的に受け入れ、当館の業務を通して就労トレーニングも行います。当センターを通じて一般就労に挑戦する方も応援します。
- (4) 清掃等の軽作業を障害当事者の実習の場として積極的に提供し、様々な障害当事者等が共に育ちあう場所づくりを目指します。

### 2. 職員の研修計画(救急救命研修、防災研修、障害福祉研修、人権研修等)

#### (1) 救急救命研修、防災研修

救急救命講習は、習得の理想とされる半年に一度の実施とし、防災研修では消火・避難訓練の年2回実施や、感染症対策やマイノリティへの配慮等を取り入れた最新の防災を学びます。

#### (2) 障害福祉研修

それぞれの障害を知り、交流するための基本姿勢を学ぶために、様々な障害等についての理解を深める学習を行います。

また、障害に関する様々な法制度や政策(障害者権利条約、障害者総合支援法、障害者差別解消法等)の学習の為、市役所の方を講師に招いた研修も検討しています。

#### (3) 障害者スポーツ研修

未受講の職員にも障害者スポーツ研修を受講させ、イベントでの指導などを通して障害者スポーツの普及に努めます。

#### (4) 人権研修

障害当事者と健常者の共生社会の実現、障害等のある人の人権保障、持続可能な開発目標(SDGs<sup>2</sup>)等の基本的な人権学習への参加を行います。

### 3. 年間研修計画(年間スケジュール表)

- 7月 障害福祉研修・障害者スポーツ研修
- 9月 防災研修・救急救命研修
- 12月 人権研修・消防訓練
- 3月 救急救命研修

<sup>2</sup> Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年に国連総会で採択された2030年までに世界中の人が協力して達成すべき国際的な目標のこと。具体的な17の目標が示されている。その中に「3.すべての人に健康と福祉を」というものもある。(出典：UNICEF ホームページ)

## V. 業務の年間計画等について

### 【指定期間の業務の年間計画】

1. 四日市市障害者体育センターの使用許可等に関すること  
条例に基づき施設の使用可・不可、使用変更の決定を行います。また、近年の感染症拡大や新規利用者の獲得による申請・還付手続きの増加に伴い、当館で利用する書式の改善を図り、作業の効率化と正確性の向上に努めます。
2. 四日市市障害者体育センターの利用料金の収納に関すること  
条例に基づき、適正に利用料金の徴収、還付等を行います。
3. 四日市市障害者体育センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること
  - (1) 当館の適切な運営の為、施設・設備・備品等の保守及び維持管理を仕様書に従って行います。また、水光熱費等の支払い、文書類の管理、施設の視察等の対応に関しても同様に行います。これらに関しては、市と協議のうえ進めます。
  - (2) 利用者の意見を積極的に聴収し、館内設備の更新や追加など利便性の向上に努力いたします。
4. 四日市市障害者体育センターの運営及び事業の実施に関すること
  - (1) 職員の配置  
業務に従事する職員は、「障害者総合支援法」で規定される障害者を優先的に配置し、障害当事者の就労機会の拡充に寄与します。
  - (2) 障害者スポーツの振興  
障害者スポーツの普及と健康福祉増進に寄与する自主活動を行います。  
障害当事者の利用促進の観点から、当該年度の障害当事者利用者数が前年度以上となるよう努めます。
  - (3) 職員の健康診断  
定期的を実施します。
  - (4) 職員研修  
IVの3.に記載のとおり行います。
  - (5) 安全性の確保  
障害特性に応じた安全性確保に十分配慮するとともに、施設財産の保全に努めます。
  - (6) 衛生管理  
常に快適な利用ができる状態の保持に努めます。

## 5. 危機管理体制の整備

### (1) 緊急時の体制の確立

- 緊急時連絡網を随時市と確認し、連絡体制の確立に努めます。
- 震度4以上の地震、大雨、洪水等の警報が発令された場合は、施設の被害の有無を速やかに市に連絡します。

### (2) 防災対策の実施

- 避難・救出その他必要な防災訓練を定期的に行います。
- 利用者からの意見・苦情等を取り入れた施設防災の改善を行います。
- 個人情報取扱規定に基づき、個人情報の保護を徹底します。

## 6. サービス向上のための方策等について

### (1) トラブル防止と苦情対応(苦情受付・対応マニュアルなど)

トラブルや苦情に対しては、利用者が当館を改善しようとして述べられていると受け止め、トラブルや苦情から今後の対応に何が生かせるか、運営委員会等で検討し、現場の対応に反映させます。

### (2) 業務の一部委託を予定する場合について

#### ● 施設、設備点検業務

6月 消防設備法に基づく法定点検 ￥ 38,500(随意契約)

8月 建築設備点検 ￥110,000

(随意契約・今年度は3年に1回の建築物点検も含む。)

12月 消防設備法に基づく法定点検 ￥ 33,000(随意契約)

#### ● 修繕業務

必要性が生じた場合には市と協議し、慎重且つ速やかに実施します。

#### ● 清掃業務

1月 窓ガラス清掃及び全面床清掃 ￥ 68,000(随意契約)

### (3) 施設周辺の障害福祉関係機関との有益な関係構築

- 毎年11月の共栄作業所の運動会、3月の四郷高校によるたんぼぼ利用者を対象とする吹奏楽演奏会においては、当館を会場として提供します。
- その他、毎年10月の四郷地区防災訓練には、当館職員が共栄作業所、たんぼぼの職員と一緒に参加し、不審者情報を共有するなどの相互の関係強化を図っており、これを継続します。

## 7. 災害時の指定避難所としての役割を生かした地域連携

自治会や周辺住民との連携を図り、市の指示を頂きながら、適切に対応します。

## VI. 適正な管理及び経理について

### 1. 事務処理規定や会計規則の整備

会計ソフトを使用して、適切に整備します。

### 2. 経理簿や備品台帳の整備

ファイルに綴じ、対象期間で分けるなどの方法で適切に管理します。

### 3. IT等への対応

ホームページの内容充実の他、市の公共施設予約システムも積極的に活用します。予約システムは観覧不備の防止として、予約確定後の速やかな入力や週2回の定期的な確認を行うなど、適切に管理します。

### 4. 経理事務に関する内部チェック体制

口座引落・購入物品の速やかな帳簿記入や、週の終りや月末に金庫内金銭の確認を行い、更にこれらを複数のスタッフで確認し、正確な経理事務の遂行に努めます。

### 5. チェック体制を含むコンプライアンスの体制について

(1) 総括マネージャーの下に適切な管理を行います。

(2) 外部評価会議を置き、事業内部のチェックや助言を頂きます。

(3) 銀行業務経験のある監事による会計監査を毎年度行い、結果をホームページで公開します。

## VII. 安全管理、災害発生時等緊急時の対応について

### 1. 施錠、防火、盗難防止、不審者対策

(1) 施錠と電源は必ず点検・確認を行う他、電気機器の断線・老朽化にも注意します。

(2) 防火責任者と注意書きを掲示します。

(3) 夜間の勤務は必ず2人体制とし、防犯対策の強化に努めます。

### 2. 事故や災害発生時の連絡、通報体制(フロー図)

緊急時連絡網をもとに連絡します。

### 3. 事故発生時の報告体制

事故発生時には、通報・市への報告など速やかな対応を心掛け、発生後に関係者の状況聞き取りを記録し、四日市市障害福祉課に提出します。

### 4. 損害賠償などリスク対応(保険加入等)

団体総合生活補償保険の他、イベント開催時にはボランティア行事用保険に加入します。

### 5. 防災、避難誘導訓練の実施

利用団体の協力を得て、毎年11月頃、西日野福祉ゾーン合同で行います。

## VIII. 環境、障害者等への配慮について

1. 障害利用者が快適に利用できる良質な環境を提供する取り組み  
玄関前を移動困難者用駐車場として利用できるよう配慮します。

2. 環境負荷低減のための具体的な取り組み

利用者へのごみの持ち帰り呼びかけや、ごみの分別整理、節電・節水等に努めます。

3. 施設周囲の環境保全

玄関前花壇の保全・整備に加え、施設周囲の定期的な見回りを通し、美観保全に努めます。